

インフォメーション

平成 26 年 9 月 2 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「ふるさと納税」で住民税から税額控除・・・名産品がもらえることも

最近テレビや雑誌で「ふるさと納税」がよく取り上げられます。「ふるさと納税」をするとその土地の名産品のお肉やカニなどがもらえることでも注目されています。

「ふるさと納税」は自治体に寄付をした場合、従来の所得税の所得控除のほかに、居住地の住民税から控除するという「税額控除」制度です。

平成 25 年度(平成 24 年 1 月から 12 月)では 10 万 6 千人が「ふるさと納税」を適用し、合計約 130 億円が寄付されました。

【1】「ふるさと納税」制度の内容

(1) 所得税 $(\text{寄付金額}(\text{総所得金額の } 40\% \text{ 限度}) - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率} \times 1.021$

(2) 住民税 下記の算式①・②により計算された金額が住民税から控除されます。

- ① 基本分 = $(\text{寄付金額}(\text{総所得金額の } 30\% \text{ 限度}) - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$
 ② 特例分 = $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (100\% - 10\%(\text{基本分}) - \text{所得税率} \times 1.021)$
 (ただし、特例分は個人住民税所得割額の 10% が限度となります。)

【2】「ふるさと納税」制度の具体例(目安です)

年収 700 万円 妻がいるサラリーマンの方が 5 万円を自分のふるさとの自治体に寄付した場合 (住民税所得割額を 44 万円、所得税の税率を 20% と仮定する)

(1) 所得税 $(50,000 - 2,000) \times 20\% \times 1.021 = 9,800 \text{ 円}$

(2) 住民税 ① 基本分 $(50,000 - 2,000) \times 10\% = 4,800 \text{ 円}$

② 特例分 $(50,000 - 2,000) \times (100\% - 10\% - 20\% \times 1.021) = 33,400 \text{ 円}$

③ 控除額 基本分 4,800 円 + 特例分 33,400 円 = 38,200 円

(3) 合計 所得税 9,800 円 + 住民税 38,200 円 = 48,000 円

※ 目安ですので、詳細な金額は市町村にご確認ください。

【3】「ふるさと納税」制度の手続き

- ① ご希望の地方公共団体 (都道府県・市区町村) に寄付をする
- ② 地方公共団体から受領書・領収書が発行されます。
- ③ その受領書・領収書を添付して「確定申告」をする。

所得税・・・確定申告時の納税額の減少または還付されます

住民税・・・税額控除後の住民税決定通知書が送付され、住民税を納付します。

※ 具体的な手続きは各地方公共団体にお問い合わせください。